

売渡物品事故処理要領

売買取引の成立後に発見した事故物品の処理については、函館市水産物地方卸売市場条例第66条ただし書および函館市水産物地方卸売市場条例施行規則第56条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 事故物品の処理方法

- (1) 卸売業者は、売買取引の成立後に仲卸業者または買受人からその物品が事故物品に該当するものとして異議の申し立てがあったときは、売渡物品検査申請書を市長に提出して、市長の指定する検査員の確認を受けなければならない。
- (2) 検査員は、前号の申請があった場合は、販売担当責任者および異議を申し立てた仲卸業者または買受人を立ち合わせて事故の程度を確認するものとする。
- (3) 事故の確認をする場所は、特別の場合を除き、卸売場とする。
- (4) 異議の申し立ては、特別の場合を除き、事故物品の販売当日の正午までとし、当該物品を市場外へ搬出する以前に行わなければならない。

2 証明書の交付

市長は、事故物品であることを確認したときは、申請者に対し、売渡物品検査証明書を交付するものとする。

3 卸売業者の責務

卸売業者は、業務担当者によるしい的な事故処理を防止するため、事故処理を担当する責任者を定め責任体制を明らかにするとともに、内部における事故処理手続を明確にするものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 売渡物品事故処理要領（昭和54年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。